

令和3年度  
創業応援隊による起業準備者育成支援事業  
起業準備応援補助金

募集要項

応募受付期間

令和3年5月17日（月）～ 令和3年6月25日（金）15:00

提出および問い合わせ先

公益財団法人 滋賀県産業支援プラザ 創業支援課

〒520-0806

滋賀県大津市打出浜2-1 コラボしが21 2階

TEL 077-511-1412 FAX 077-511-1418

E-mail in@shigaplaza.or.jp

## 1. 事業趣旨・目的

本事業は、公益財団法人滋賀県産業支援プラザ（以下「プラザ」という。）が滋賀県からの委託を受けて実施するものです。

本補助金は、滋賀県内の起業準備者や起業して間もない立ち上げ段階の方に対して、事業化・市場化の道筋をつけるために必要な取り組みを支援機関が伴走支援するとともに、取り組みに係る経費に対し補助を行うことにより、創業機運の醸成を図ることを目的としています。

加えて、令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号））の影響による社会の変容に対応する創業に要する経費に対し補助を行うこととします。

## 2. 補助対象者

本事業における補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、次の条件をすべて満たす者としてします。

(1) 滋賀県内において起業予定の者、または滋賀県内に主たる事業所を有する決算期を迎えていない小規模事業者。

(2) 事業実施にあたり、県内支援機関による伴走支援を希望する者。

（県内支援機関とは、市町、商工会、商工会議所、信用保証協会、中小企業団体中央会、プラザ等とする）

(3) 第一項の小規模事業者とは商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）に規定する者をいう。ただし、次のいずれかに該当する場合は、大企業とみなし、補助対象から除くこととする。

①発行済株式の総数または出資金額の2分の1以上を、同一の大企業が所有している小規模事業者

②発行済株式の総数または出資金額の3分の2以上を、複数の大企業が所有している小規模事業者

③大企業の役員または職員を兼ねているものが、役員総数の2分の1以上を占めている小規模事業者

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付の申請をした者もしくはその役員等が次の各号に該当する者は補助対象としないものとする。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

(4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している者

(5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- (7) 第2号から前号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している者

### 3. 補助対象事業

本事業における補助金の交付の対象となる事業は、次のとおりとします。

(1) 補助事業者が、事業化・市場化の道筋をつけるために構想段階や開発段階で実施する新商品・サービスを本格的に市場に導入する前の試作品開発や、ターゲット層の反応を精査する取り組みとします。

(例：試作品の製作・実験、サンプル無償配布、アンケートの実施、Web 広告掲載、展示会への出展等)

(2) 取り組みには、ターゲット層に向けた効果的な商品の販売計画、広告方法などを計画、実験、検証、改善する行為を含みます。ただし、売上や収益が発生する行為は対象外とします。

(3) 本事業においては、申請内容を一般枠とコロナ枠のどちらかに区分してください。また、コロナ枠を希望される場合は「新型コロナウイルス感染症対策に資する起業となるポイント」を記入してください。【関連資料：申請書（様式第1号）の（別紙1）】

なお、コロナ枠に該当するか否かの最終的な判断は採択可否と合わせ、審査会で審査されます。

#### 【一般枠とコロナ枠の内容】

- ・一般枠：コロナ枠に当てはまらない事業での創業。
- ・コロナ枠：新型コロナウイルス感染症の影響による社会の変容に対応する創業。

(例) 非対面型ビジネスモデルでの創業。

非対面・遠隔でサービス提供するためのビジネスモデルでの創業。

《事業の一例：事業内容がコロナ枠に該当するか》

	具体例	備考
該当する場合	新型コロナウイルス感染症の影響により生まれた消費者ニーズへの対応として、抗菌仕様のカバンの試作を行う。	カバンを抗菌仕様とする事については、新型コロナウイルス感染症の影響による社会の変容に対応するものと考えられ、コロナ枠に該当する。
該当しない場合	従来あるカバンを、新素材（海外製の革、自然由来の素材）を用いるための試作。	感染症対策に資するとは言えず、コロナ枠に該当しない。
該当する場合	従来の対面式販売とは別に、新たにインターネット販売開始に向けたサイト構築。	非対面型の商品の販売方法として判断できる。コロナ枠に該当する。 ただし、売上が発生するためECサイトの構築は補助対象外である。

該当しない 場合	利便性向上のための既存サイトの 更新。	新型コロナウイルス感染症の影響とは言 えず、コロナ枠に該当しない。
-------------	------------------------	--------------------------------------

#### 4. 補助対象経費

下記に掲げる補助対象事業の実施に直接必要な経費とし、補助金交付決定以降に、発注、購入、契約等を行い、補助事業実施期間中に支払いが完了し、かつ証拠書類によって本事業以外の事業に係る経費と明確に区別できるものに限ります。

(1) 補助対象経費は、次のとおりです。

試作品製 作費 *試作品の開 発や実験等に 必要なもの に限る	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原材料費（仕入れと見なされるものは除く）</li> <li>・ 借損料（機械装置のレンタル料、リース料。ただし汎用品は除く）</li> <li>・ 装置の製造（試作品に伴う金型等）</li> <li>・ 装置の改良（従来四角の部品を作っていた装置を丸い部品も作れるようにする等）</li> <li>・ 加工料</li> <li>・ 通信運搬費（試作品製作費にかかる送料）</li> </ul>
委託費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ デザイン、技術コンサルタント、設計、外注加工、実験・分析、試作品の開発等を委託する委託費（ただし、技術開発等の中核をなす部分を委託するものを除く）</li> <li>・ マーケティング調査や広報に係る委託費用</li> </ul>
謝金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 講師等外部専門家謝金</li> </ul>
旅費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 講師等外部専門家旅費、従事者旅費</li> </ul>
事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会場費（展示会出展料、什器備品などの借上料）</li> <li>・ 印刷製本費</li> <li>・ 通信運搬費</li> <li>・ 借損料（事務機器等のレンタル料、リース料。ただし汎用品は除く）</li> <li>・ 広告宣伝費</li> <li>・ ホームページ作成費</li> <li>・ 上記に掲げるもののほか、理事長が特に必要と認めるもの</li> </ul>

#### 留意事項

- ① 上記試作品製作費で取得することができる原材料や装置の製造、装置の改良等は、研究開発や試作開発に必要なものに限定し、生産ラインや販売、転売用として使用することはできません。
- ② 委託費は補助対象事業の大部分や技術開発等の中核をなす部分を外注することは認められません。
- ③ 謝金について、外部専門家に対する経費は謝礼までとし、手数料、審査請求料、登録料等は対象となりません。
- ④ 人件費、借入れに伴う支払利息、公租公課、官公署に支払う手数料等、飲食・接待費、税務申告・決算書等作成のための税理士等に支払う費用、その他公的資金の使途

として社会通念上、不適切と認められる費用は対象外とします。

(2) この補助金の交付額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額とします。ただし、補助金の交付額は補助限度額を超えないものとし、算出された合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。

#### 5. 補助限度額・補助率

補助限度額、補助率については、次のとおりとします。

補助限度額	補助率
上限30万円	3分の2以内

[注記] 1事業者あたり1件のみとします。

#### 6. 補助対象期間

交付決定日から令和4年1月31日までを対象とします。

#### 7. 補助金の支払い

補助金の支払いは補助対象事業が終了し、補助金の額の確定後に後払いとします。

#### 8. 応募方法

次の提出書類に必要事項を記入のうえ、下記提出先（事務局）まで持参していただくか、郵送により提出してください。

\*提出先： 〒520-0806 大津市打出浜2-1 （コラボしが21内）  
（事務局） 公益財団法人滋賀県産業支援プラザ 経営支援部 創業支援課  
電話： 077-511-1412 FAX： 077-511-1418  
E-mail： [in@shigaplaza.or.jp](mailto:in@shigaplaza.or.jp)

\*受付期間： 令和3年5月17日(月)から令和3年6月25日(金) 15:00（必着）  
申請書を持参する場合の受付時間は、平日の9:00~17:00とします。  
ただし、土、日、祝日は除き、最終日6月25日（金）は15:00必着要。

#### 9. 応募時提出書類

下記の提出書類一覧にある書類の原本1部およびコピーを2部提出してください。

<提出書類一覧>

- ① 事業計画認定申請書（様式第1号 申請者の概要、別紙1 別紙2）
- ② ・個人の場合は住民票記載事項証明書。開業済みの場合は加えて開業届の写し、または事業が行われていることがわかるもの。  
・法人の場合は履歴事項全部証明書（申請日から3か月以内に発行されたもの）、定款（写し）。
- ③ 令和3年度 起業準備応援補助金に係る滋賀県税に関する誓約書 兼 調査に関する

る同意書

- ※ 提出された書類はお返ししません。
- ※ 提出された書類は、本事業に必要となる一連の業務遂行のためのみに利用し、申請者の個人情報及び事業内容の秘密は保持するとともに、目的以外での使用はいたしません。

## 10. 採択決定

事業計画認定申請書の内容を、次の観点から総合的に評価・審査した上で、予算の範囲内で採択事業を決定します。なお、書類審査による一次審査会と、申請者のプレゼンテーションによる最終審査会を実施します。採択の結果は、申請者および支援機関の支援者あてに通知します。

<評価基準>

- ① 熱意（申請者の事業に対する熱い思いが伝わってくるか）
- ② 実現性（事業実施方法、スケジュール、予算等が十分検討されているか）
- ③ 成長性（補助事業終了後も継続的な発展が期待できるか）
- ④ 資金計画の妥当性（経費配分および収支予算は適切とみとめられるか）
- ⑤ 申請者と支援者の一体感（申請者と支援者の良好な意思疎通が認められるか）
- ⑥ コロナ枠としての妥当性（新型コロナウイルス感染症の影響による社会の変容に対応する創業であるか） 【コロナ枠での申請のみ】

- ※ 審査の途中経過、および審査結果についてのお問い合わせには一切応じられませんので、あらかじめご承知ください。
- ※ 採択された申請者には、別に定める補助金交付要綱に基づき補助金交付申請書を提出いただき、補助金交付決定を行います。
- ※ なお、本事業は、予算の範囲内で採択事業を決定するため、採択されることになった場合においても、提案された金額のすべてに応じられない場合があります。

## 11. その他留意事項

- (1) 本補助事業の実施にあたっては、支援機関の支援者による指導、助言等を受けていただきながら遂行してください。
- (2) 9月と11月頃に合計2回の進捗報告会を開催します。日時等詳細は別途ご案内させていただきますので必ず補助事業者、支援者ともに出席してください。
- (3) 補助金交付申請手続きを円滑に進めるため、各種申請書類の提出前に、必ず提出先（事務局）あて連絡をお願いします。
- (4) 同一の内容の事業で、国や県等から同種の他の補助金等の交付を受けている場合、または受けることが決定している場合は、この補助金に応募することはできません。